

平成 29 年 6 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社大和証券グループ本社
代表者名 執行役社長 中田 誠司
(コード番号 8601 東証・名証 (第 1 部))

《人事制度改定について》
～営業員の雇用上限年齢を廃止～

大和証券グループは、従来より若手からベテランに至る全ての社員が持てる能力を発揮して活き活きと働き続けられるよう、様々な施策に継続的に取り組んでおります。

日本全体が超高齢化社会を迎える中、企業においても豊富な経験や高度な専門性を有する社員の活躍を更に促進していく必要があるとの考え方のもと、これまで、大和証券の本支店の営業員について国で定める雇用義務年齢を超えて最長 70 歳まで継続可能としたほか、45 歳以上を対象とした研修プログラムを大幅に拡充し、継続的なスキル向上に取り組む社員の処遇を優遇する制度も導入しております。

今回、豊富な経験を有する社員が活き活きと働き続けられる環境を更に整備するため、意欲・能力が高い大和証券の本支店営業員の雇用上限年齢を廃止いたします。

今回の改定により、経験豊富な社員がより永きにわたりお客様に寄り添ったコンサルティングを継続できるとともに、社員にとってはキャリアの選択肢が広がり、ライフプランに応じて働き続けることができるようになります。

今後も、多様な人材が能力を最大限発揮できる環境整備をさらに加速し、お客様への尚一層のサービス水準の向上に努めてまいります。

以 上